

令和8年度厚生労働省委託事業

人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業

本人の意向を尊重した意思決定のための 相談員研修会に係る準拠認定申請のご案内

人生の最終段階における医療・ケアについては、医療・介護従事者等から適切な情報の提供と説明がなされた上で、本人が家族や医療・介護従事者等と話し合いを行い、本人の意向を尊重した意思決定に基づき、進めることが重要とされています。各自治体・医療機関等による、令和7年度に作成した「本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会」（令和7年度相談員研修）のプログラムに準拠した研修会の開催にあたり、研修会運営事務局において準拠認定申請の受付を開始いたします。



準拠要件、申請書類

令和8年6月11日付け 厚生労働省医政局地域医療計画課 事務連絡「厚生労働省委託事業「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会に係る準拠認定申請について」をご確認ください。

厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73541.html

申請審査・認定

研修会運営事務局は、提出された申請書類を審査し、申請された当該研修が、令和7年度相談員研修会のプログラムに準拠していると判断をした場合は、その旨を認定証とともに主催者に通知します。

- ※ 講師の招聘に関するご相談は、下記の研修会運営事務局までご連絡ください。
- ※ 今年度の準拠研修は令和7年度相談員研修会のプログラム（統合版）に準拠して実施していただくため、講師の要件等が昨年度と変更となっておりますのでご注意ください。

申請期限

研修開催の10営業日前までに申請書類を提出先までご提出ください。

申請書類 提出先

令和8年6月11日付け事務連絡をご確認の上、下記メールアドレス宛に申請書類一式を添付して、ご申請ください。

申請メールアドレス



MAIL:mhlw_e.field@tohmatu.co.jp

相談員研修会 見学者の受け

準拠研修の開催を一層促進していくため、準拠研修を企画・開催する方を対象に、研修運営に関するノウハウを得ていただくことを目的として、相談員研修会の見学を受け付けます。詳細は厚生労働省HPをご確認ください。

お問い合わせ先

令和8年度準拠研修の申請方法や講師の招聘に関する相談、認定状況、資料等の活用に関するお問い合わせ

本人の意向を尊重した意思決定のための研修会運営事務局
(有限責任監査法人トーマツ社内)



MAIL:mhlw_e.field@tohmatu.co.jp